

一般社団法人 AOAC 日本 定款
第三版

平成 28 年 4 月 15 日 初版制定
令和 29 年 3 月 23 日 改定第二版
令和 5 年 3 月 23 日 改定第三版

一般社団法人 AOAC 日本 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 AOAC 日本と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を千葉県千葉市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、分析科学における質の高い分析及びバリデーションの方法を追求し、推進することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) AOAC INTERNATIONAL の目的に関心を持ちその活動を普及する。
- (2) AOAC INTERNATIONAL とその会員のために日本の方向性やそれを話し合う場を提供し、日本における分析科学のニーズを提言していく。
- (3) 日本における分析科学者の知識と技術レベルの向上を目指す活動（セミナー、フォーラム、ワークショップ等）を提供する。
- (4) AOAC INTERNATIONAL JAPAN SECTION 会員相互のコミュニケーションを向上させる方法を提供する。
- (5) 前号の会員に対し、国内外の AOAC INTERNATIONAL 会員とのコミュニケーションを向上させる方法を提供する。
- (6) 日本国内にあって、第4号の会員ではない産官学の試験・研究・教育機関および個人に対し、AOAC INTERNATIONAL JAPAN SECTION と AOAC INTERNATIONAL の活動への参加を促すための広報を行う。
- (7) 分析方法の開発とバリデーションについて、産官学との協力関係を構築する。
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によ

りこの法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第 6 条 この法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(任意退社)

第 7 条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第 8 条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第 9 条 前 2 条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総社員が同意したとき。
- (2) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第 4 章 社員総会

(構成)

第 10 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第 11 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 12 条 社員総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 13 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 14 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第 15 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 16 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 18 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 17 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び当該社員総会において指名された議事録署名人は、前項の議事録に署名する。

第5章 役員

(役員を設置)

第18条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上7名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
 - 3 代表理事以外の理事に業務執行理事を置くことができる。

(役員を選任)

第19条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は4箇月を超える範囲で年2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任に

より退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 23 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 24 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 25 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 26 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(理事の責任の一部免除)

第 27 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 114 条の規定により、理事会の決議をもって、同法第 111 条の行為に関する理事（理事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

(監事の責任の一部免除)

第 28 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 114 条の規定により、理事会の決議をもって、同法第 111 条の行為に関する監事（監事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

(責任限定契約)

第 29 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 115 条の規定により、理事（業務執行理事又は当法人の使用人でないものに限る。）との間に、同法第 111 条の

行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 113 条第 1 項で定める最低責任限度額とする。

(招集)

第 30 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名する。

第 7 章 AOAC INTERNATIONAL JAPAN SECTION

(AOAC INTERNATIONAL JAPAN SECTION)

第 33 条 この法人に、AOAC INTERNATIONAL JAPAN SECTION を置く。

2 前項の AOAC INTERNATIONAL JAPAN SECTION は、別に定める AOAC INTERNATIONAL JAPAN SECTION 規程に基づき活動を行う。

第 8 章 賛助会員

(賛助会員)

第 34 条 この法人には賛助会員を置く。

2 賛助会員はこの法人の目的に賛同し、その事業活動に協力支援を志す個人又は団体とする。

3 賛助会員は理事会で定めるところにより会費を納入するものとする。

4 前項で定めるもののほか、賛助会員に関する必要な事項は理事会で定める。

第 9 章 資産及び会計

(事業年度)

第 35 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 36 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第 37 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号の書類については、定時年次総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置きするとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

- (1) 監査報告

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 39 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 40 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

改定履歴

版	改定内容	発行日	承認者
初版	新規制定	平成 28 年 4 月 15 日	—
2	第 17 条 2 項に規定する議事録への署名者の変更	平成 29 年 3 月 23 日	第 2 回社員総会
3	第 2 条 事務所の所在地変更	令和 5 年 3 月 23 日	第 8 回社員総会